

令和3年9月30日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）教育現場でのICT機器活用の課題について

ICT機器の活用が学力向上に効果があることをデータによって把握し、主体的・対話的で深い学びを実現しているエビデンスを示してもらいたいと思う。このことは、一昨年度の予算特別委員会でもお願いしたが、前進が見られないため、再度、教育長の所見を伺う。

また、ICT機器を教育現場で活用するに当たっての課題や教員研修の在り方について、併せて教育長の所見を伺う。

（答）

「学びの変革」の推進に向けて、知識伝達型の授業から、本質的な「問い」を中心とした探究的な授業へと変革していくためには、学校生活や学習に、デジタル機器をツールとして、日常的に活用できる環境が欠かせないものと考えております。

本県が行った、県立高等学校の生徒のデジタル活用に関する調査において、令和2年度に生徒一人1台のコンピュータを導入した県立高等学校の1学年の生徒では、「プレゼンテーション資料等の作成にデジタル機器を活用する」と回答した生徒の割合が、令和元年度の45.7パーセントから令和2年度には79.8パーセントへと上昇しております。

また、「グループ学習などで自分の意見や考えを伝えやすくするためにデジタル機器を活用した」と回答した生徒の割合も、同様に28.2パーセントから65.9パーセントへと上昇しており、デジタル機器の活用が主体的・対話的な深い学びにつながっているものと捉えております。

こうした中で、デジタル機器の活用に向けましては、児童・生徒が自らデジタル機器を有効に活用することのできる指導力を、教員が身に付けることが課題であると認識しております。

そうした指導力を教員が身に付けられるよう、各県立高等学校のデジタル活用推進担当教員を対象に研修を行い、授業や家庭学習などの様々な場面での実践事例等を共有するとともに、指導主事が各県立高等学校等を訪問し、体験型の研修等により支援を行っているところでございます。

また、市町立学校におきましては、市町教育委員会が実施するデジタル機器の活用に係る教員研修に、県教育委員会の指導主事を派遣し、教員のデジ

タル機器の活用能力及び授業力の向上を図っているところでございます。

県教育委員会といたしましては、授業そのものを探究型に変えることができるよう、引き続き本質的な「問い」に係る研修を行うとともに、デジタル機器の効果的な活用に向けた支援を行ってまいります。